

# 2024（令和6）年度の確定申告

2024(R6)年分の所得税等の確定申告は2025(R7)年2月17日(月)～3月17日(月)の期間で受付が行われます。

今年度は昨年話題になりました「定額減税」に係る改正と、住宅ローン控除(住宅借入金等特別控除)に係る様式の変更等がありますので、当該部分をご紹介します。

## 定額減税に係る様式の変更

### 1. 定額減税の概要

2024(R6)年のみ実施する減税で、所得が1,805万円以下の納税者が適用できます。納税者本人とその扶養親族は3万円/人の所得税が控除されます。年末調整のみで完結する給与所得者の方等は問題ありませんが、所得税の確定申告が必要な方や医療費控除等を適用して還付を受ける方は、確定申告を行う際に定額減税額を控除して計算を行う必要があります。

### 2. 確定申告書の様式変更

確定申告書の表紙(第一表)④欄が追加され、定額減税の対象人数とその人数に3万円を乗じた減税額を記載します。左記「**赤枠**」参照。

(参照 国税庁:確定申告書等の様式・手引)

また、上記の人数の基礎となる人数は、確定申告書の2枚目(第二表)中段に「配偶者や親族に関する事項」の定額減税の対象となる扶養親族の右端「その他」欄に「2」を記入します。下記「**緑枠**」参照。

#### ○ 配偶者や親族に関する事項 (20～23、34、39、44)

氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者	国外居住	住宅	住民税	その他
		配偶者	明大昭平	障 特障	国外 年満	特価 向	別居	
			明大昭平令	障 特障	年満	特価 (16)	別居	
			明大					

## 住宅ローン控除に係る様式の変更

### ・住宅ローン控除(子育て世帯及び若者夫婦世帯の上限上乗せ)

2024(R6)年の税制改正で、住宅ローン減税の借入限度額が引き下げられましたが、子育て世帯及び若者夫婦世帯に限り、従前の借入限度額が維持(他のローン減税と比べて上乗せ)されています。対象となるのは次の何れかに該当する「特例対象個人」に該当する人です。①納税者本人が40才未満かつ配偶者あり、②本人が40才以上かつ配偶者が40才未満、③19歳未満の扶養親族がいる。当該該当する配偶者または扶養親族について上記の「配偶者や親族に関する事項」に記載します。なお、納税者の配偶者(夫または妻)の扶養となる19才未満の親族は、その配偶者とともに「配偶者や親族に関する事項」に記載し、「住宅」欄に「○」を付けます。上記「**青枠**」参照。  
※別途、「住宅借入金等特別控除額の計算明細書」を提出。

### その他(申告書等への受付印の押なつ廃止)

去年までは、税務署に申告書等を持参(郵送)する場合、その控えに「收受日付印」を押なつてもらえました。しかし2025(R7)年1月以降その押なつは廃止され、日付や税務署名(業務センター名)が記載されたリーフレットが渡されるだけとなり、提出した書類の日付・内容管理は納税者自身で行う必要があります。よって、税務署等に紙で申告書を提出する場合に、控えは原則不要となります(控えはあくまで自身の管理書類となります)。

### @ 2月の予定

- 2/10・1月分源泉所得税
- ・住民税の特別徴収税額納付期限
- 2/28・12月決算法人の確定申告
- ・3,6,9月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索

